

令和8年度 福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市地球温暖化対策市民協議会（以下「市民協議会」という。）が住宅用エネルギーシステムの設置について、経費の一部を助成することにより、自家消費型の住宅用エネルギーシステムの導入を図るとともに、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することを目的に交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 既設

第10条の規定による補助金交付対象申請時にシステムの設置が完了している場合をいう。また、システムが設置された中古住宅を購入する場合も既設扱いとする。

(2) 集合住宅

1棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立した住宅をいう。

(3) 発電出力

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さいほうをいい、kW表示で小数点以下第4位を切り捨て、小数点以下第3位までの値とする。

(4) J-クレジット制度

国が定める国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱に基づき実施される制度をいう。また、当該制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量を「J-クレジット」という。

(5) 協定締結企業

福岡市と J-クレジット制度の活用に関する事業の実施について協定を締結した事業者をいう。

(補助対象システム)

第4条 補助金を交付する対象となる住宅用エネルギーシステム（以下「補助対象システム」という。）及びその要件は、別表1-1に定めるとおりとし、かつ、福岡市内の住宅に設置され、未使用品であることとする。

2 リチウムイオン蓄電システム、V2Hシステム、高効率給湯器（エコキュート）については、住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）の設置を条件とし、これら補助の条件となるシステム（以下、「補助条件システム」という。）の要件は、別表1-2に定めるとおりとする。なお、補助条件システムは新設・既設を問わない。

3 高効率給湯器（エコキュート）と家庭用燃料電池については、いずれか一方しか補助金交付対象申請ができない。

4 同一の補助対象システムは、住宅1戸につき1基を上限とし、補助金交付対象申請ができる住宅は、申請者一人につき10戸を上限とする。

5 過去に市民協議会から同一のシステムの設置に際し、すでに補助金の交付を受けている場合、当該システムは補助対象としない。ただし、第23条の規定により補助金を返還した場合は別表6の処分制限期間を経過した場合はこの限りではない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、補助金の交付対象申請の審査時に福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がない者のうち、別表2に定めるとおりとする。

(暴力団の排除)

第6条 市民協議会は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市民協議会は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市民協議会は、補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市民協議会は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象システムの設置に必要な機器の購入に要する経費（以下「機器費」という。）とし、当該経費にかかる消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。また、機器費にかかる値引きがある場合は、それを差し引いた金額とする。

(補助金の交付額等)

第8条 補助金交付額及び補助対象住宅は別表3に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国等の他機関からの補助金と前項の規定により算出した額の合計額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を補助金の交付額の上限とする。

3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(申請受付期間)

第9条 申請者は公募することとし、第10条に規定する申請の受付期間（以下「申請受付期間」という。）は、令和9年1月29日までとする。ただし、申請受付期間であっても、第10条に規定する申請が予算を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付対象申請)

第10条 申請者は、前条に規定する申請受付期間に、不備・不足が無い状態で補助金交付対象申請書（様式第1号）に別表4-1及び別表4-2に定める書類（以下、「交付対象申請書等」という。）を添えて、市民協議会に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は必着）しなければならない。

2 市民協議会は、前項に規定する交付対象申請書等の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合、又は、その他要綱に定められた形式等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。

3 市民協議会は、前項に規定する示された期限を超過して是正及び補正がなされない場合は、第11条第4項に基づく補助金交付非対象決定を行うことができる。なお、市民協議会がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。

4 申請者は、第11条第3項の規定による決定前に、補助対象システムの設置工事に着手してはならない。ただし、補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は、同条同項の規定による決定前に入居してはならない。

5 福岡市及び市民協議会が実施する補助事業において、同一の補助対象システムに係る併用申請は不可とする。

(補助金の交付対象決定)

- 第 11 条 市民協議会は、前条第 1 項に規定する交付対象申請書等の提出があったときは、速やかに交付対象申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付対象としての可否を決定する。
- 2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象システムが設置される現地の調査を行うことができる。
 - 3 市民協議会は、補助金交付対象として認めたときは、対象決定を行い、補助金交付対象決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。
 - 4 市民協議会は、補助金交付対象として認められないときは、非対象決定を行い、補助金交付非対象決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。
 - 5 前条第 1 項に規定する交付対象申請書等が提出された日から、補助金交付対象及び非対象の決定を行い、申請者に通知を行うまでの標準的な期間は 20 日とする。
 - 6 前項について、次に掲げる期間は、標準的な期間に算入しないものとする。
 - (1) 福岡市の休日を定める条例（平成 2 年福岡市条例第 52 号）第 1 条に定める休日の日数
 - (2) 前条第 2 項に規定する申請の是正又は補正に要する日数

(取下げ届)

- 第 12 条 申請者は、前条第 3 項または第 4 項の決定前に第 10 条の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(計画変更の承認申請)

- 第 13 条 第 11 条第 3 項の補助金交付対象決定通知書を受けた者（以下「交付対象決定者」という。）は、第 10 条第 1 項の交付対象申請書等の内容に変更が生じた場合は、当該システムの設置工事に着手する前若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居する前に、計画変更承認申請書（様式第 5 - 1 号）及び別表 4 - 1 又は別表 4 - 2 に定める書類を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 11 条第 3 項の規定により決定された補助金交付予定額の変更を除く軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 市民協議会は、前項の申請を承認した時は、計画変更承認通知書（様式第 5 - 2 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
 - 3 市民協議会は、第 1 項の申請を不承認とした時は、計画変更不承認通知書（様式第 5 - 3 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

(計画中止届)

- 第 14 条 交付対象決定者は、補助対象システムの設置を中止しようとするとき並びに補助条件システムの設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止届（様式第 6 号）を市民協議会に提出しなければならない。

(補助金交付対象決定の取消し)

- 第 15 条 市民協議会は、交付対象決定者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第 11 条第 3 項に規定する補助金交付対象決定を取り消すことができる。
- (1) 第 16 条に規定する提出期限までに補助金の交付請求を行わないとき。
 - (2) 第 10 条に規定する交付対象申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定を受けたとき。
 - (3) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付対象決定の取り消しについて相当の理由があると市民協議会が認めたとき。
- 2 市民協議会は、前項の規定により補助金交付対象決定を取り消したときは、補助金交付対象決定取消通知書（様式第 7 号）により、当該交付対象決定者に通知するものとする。ただし、交付対象決定者が前条の計画中止届を提出した場合は、通知を省略するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第 16 条 交付対象決定者は、補助対象システムの設置が完了した日若しくは入居日のいずれか遅い日から起算して 60 日（土日祝日の場合は、前営業日）又は令和 9 年 2 月 26 日のいずれか早い日までに、不備・不足が無い状態で補助金交付請求書（様式第 8 号）に別表 5-1 及び別表 5-2 に掲げる書類（以下「交付請求書等」という。）を添えて市民協議会に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は必着）しなければならない。
- 2 補助金交付請求額は、第 11 条第 3 項の規定により決定された補助金交付予定額を超えてはならない。ただし、第 13 条の計画変更承認申請書（様式第 5-1 号）を市民協議会に提出し、その承認を受けた場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

- 第 17 条 市民協議会は、前条第 1 項の規定に基づく交付請求書等の提出があったときは、速やかに交付請求書等の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。
- 2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象システムが設置された現地の調査を行うことができる。
- 3 市民協議会は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第 9 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
- 4 市民協議会は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第 10 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
- 5 前条第 1 項に規定する交付請求書等が提出された日から、補助金交付及び不交付の決定を行い、交付対象決定者に通知を行うまでの標準的な期間は 20 日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。
- 6 前項について、福岡市の休日を定める条例（平成 2 年福岡市条例第 52 号）第 1 条に定める休日の日数は、標準的な期間に算入しないものとする。

(補助金の交付)

- 第 18 条 市民協議会は、補助金の交付について補助金交付請求書に記載されている申請者名義の口座への振込により行う。

(補助金交付決定の取消し)

- 第 19 条 市民協議会は、第 17 条第 3 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金の交付を辞退したとき。
 - (2) 第 10 条及び第 16 条に規定する申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定又は交付決定を受けたことが判明したとき。
 - (3) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (4) 補助金の交付を受けたシステムを、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取り消しについて相当の理由があると市民協議会が認めたとき。
- 2 市民協議会は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、該当者に通知するものとする。

(補助金申請手続き等の依頼)

- 第 20 条 申請者は、第 10 条に規定する補助金の交付対象申請及び第 16 条に規定する補助金の交付請求に係る手続き（第 12 条、第 13 条及び第 14 条の手続きを含む。）を第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができる。
- 2 手続代行者は、依頼された手続きの代行を行うに当たっては、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施しなければならない。

- 3 市民協議会は、必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者がこの要綱の定めに従った手続きを遂行していないと判断した際には、同一年度内において、当該手続代行者に手続の代行を認めないものとする。

(財産の管理)

第 21 条 補助金受領者は、補助対象システムの設置が完了した日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居日から 8 年間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分及び変更の制限)

第 22 条 補助金受領者は、補助対象システムの設置が完了した日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居日から 8 年以内に、次の 1 号から 6 号のいずれかに該当することとなったときは、補助対象システムの処分及び変更にあたるものとして、あらかじめ財産処分及び変更承認申請書（様式第 12-1 号）（以下「処分等申請書」という。）を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、7 号に該当することとなったときは、事実の発生後、速やかに処分等申請書を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象システムを売却、譲渡又は廃棄するとき
 - (2) 補助対象システムを交換又は撤去するとき
 - (3) 補助対象システムが設置されている住宅を売却するとき
 - (4) 補助対象システムが設置されている住宅から転居するとき
 - (5) 転居に伴い、補助対象システムを福岡市外の転居先へ移設するとき
 - (6) 転居に伴い、補助対象システムを福岡市内の転居先へ移設するとき
 - (7) 補助対象システムが損傷又は滅失したとき
- 2 補助対象システムの設置が完了した日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居日から 8 年以内に、補助金受領者より補助対象システムを相続した者は、補助対象システムの処分及び変更にあたるものとして、事実の発生後、速やかに処分等申請書を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市民協議会は、前 2 項の規定に基づく処分等申請書の提出があったときは、速やかに処分等申請書の内容を審査し、財産処分及び変更を承認したときは、財産処分及び変更承認通知書（様式第 12-2 号）により、補助金受領者又は補助金受領者より補助対象システムを相続した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 23 条 市民協議会は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 18 条の規定により交付した補助金を全額返還させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
 - (2) 補助金を補助対象システムの設置若しくは補助対象システムが設置された住宅の購入以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助金の交付を受けるため、違法、不正その他不適当な行為をした場合
 - (4) 第 6 条第 3 項に基づく取り消しを行った場合
 - (5) 第 19 条第 1 項に基づく取り消しを行った場合
- 2 市民協議会は、補助金受領者が第 22 条第 1 項の規定による承認を受けて補助対象システムを処分したときは、次項に定める方法により算定した額を返還させることができる。
- ただし、その補助対象システムの処分が本人の責めに帰さない事由として次の各号のいずれかに該当するときは、市民協議会は補助金の返還を求めないものとする。
- (1) 天災等により財産処分した場合
 - (2) その他市民協議会が特に認める場合
- 3 前項の規定による返還の額は、別表 6 にそれぞれ定める補助対象システムの処分制限期間に対して、補助対象システムの処分日の翌日から同期間の満了日までの月数（1 か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額とする。
- 4 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 5 市民協議会は、第1項及び第2項の規定により、補助金の返還を求める場合は、補助金返還請求書（様式第12-3号）により、補助金受領者へ通知するものとする。

（協力義務）

第24条 補助金受領者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受け、補助対象システム及び補助条件システムが使用可能となった翌月から、前1年間分及び後1年間分の使用状況調査報告書（様式第13号）の提出
- (2) その他別表6にそれぞれ定める処分制限期間内に市民協議会が協力を依頼する事項

（環境価値の譲渡に関する協力）

第25条 補助金受領者は、補助金交付対象申請において補助対象システム及び住宅用太陽光発電システムを設置することにより創出される二酸化炭素排出削減効果を福岡市へ譲渡することに同意した場合、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 協定締結企業が定めるJ-クレジット制度の運用に関するプログラムへの入会届及びその他必要な書類の市民協議会への提出
- (2) 協定締結企業が求める補助対象システム及び住宅用太陽光発電システムの稼働状況、発電実績等の情報提供

（個人情報の取扱）

第26条 市民協議会は、福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金の運営において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第61条第1項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

- 2 収集した個人情報は、市民協議会のほか、市民協議会と個人情報に関する機密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。
- 3 個人情報の取扱いに当たっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年福岡市条例第8号）その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

（雑則）

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項については、市民協議会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。